

平成 22 年 11 月 8 日

各 位

会 社 名 エイボン・プロダクツ株式会社
代表者名 代表取締役社長 テレンス・ムアヘッド
(JASDAQ・コード 4915)
問合せ先 代表取締役 岡 修
(TEL. 03-5353-9227)

Devon Holdings 株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ

当社は、平成 22 年 11 月 8 日開催の取締役会において、Devon Holdings 株式会社（以下、「公開買付者」といいます。）による当社普通株式（以下、「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）について、以下のとおり賛同の意見を表明すること及び当社株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、当該意見の表明に係る当社の取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続により当社を完全子会社化することを企図していること、及び当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われるものです。

1. 公開買付者の概要

(1) 名 称	Devon Holdings 株式会社	
(2) 所 在 地	東京都港区愛宕二丁目 5 番 1 号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 ジョン・エドワード・ヴィオラ	
(4) 事 業 内 容	当社株式を取得及び保有し、本公開買付け終了後に当社の事業を支配し、管理することを主たる事業の内容としています。	
(5) 資 本 金	1,000,000 円	
(6) 設 立 年 月 日	平成 22 年 10 月 15 日	
(7) 大株主及び持株比率	TPG Asia V Devon, L.P. 100%	
(8) 上 場 会 社 と 公 開 買 付 者 の 関 係	資 本 関 係	公開買付者は、平成 22 年 11 月 8 日現在、当社株式 1,000 株（株式所有割合：0.0017%）を保有しております。
	人 的 関 係	当社と公開買付者との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と公開買付者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
	取 引 関 係	当社と公開買付者との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と公開買付者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	公開買付者は、当社の関連当事者には該当しません。また、公開買付者の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成 22 年 11 月 8 日開催の取締役会において、公開買付者による本公開買付けについて、下記(2)「本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、賛同の意見を表明するとともに、当社株主に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

なお、上記取締役会における決議に参加した取締役及び同取締役会に出席した監査役については、下記(3)「買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の中の⑤「利害関係を有しない取締役全員の承認」に記載しています。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

(a) 公開買付者の概要

公開買付者は、平成 22 年 11 月 8 日現在、TPG Asia V Devon, L.P. (以下、「本株主」といいます。)によりその発行済株式の全てを所有されている本株主の完全子会社で、本公開買付けを通じて当社株式を取得し、保有することを目的に設立されました。

本株主は、世界最大級のプライベート・エクイティ投資会社である TPG Capital の運用する投資ビークルです。TPG Capital は約 470 億米ドルの資産の運用を手がけるプライベート・エクイティ投資会社 TPG のバイアウト・グループです。TPG Capital は、当社と同様の消費者向けの事業を営む企業に対する投資実績を含む、幅広い地域・業界に属する企業のレバレッジ・バイアウト (LBO)、資本参加、ジョイントベンチャー (JV)、事業運営等を成功裏に行ってきた実績を有しております。TPG Capital は平成 4 年の設立以来 150 件以上の投資実績を有しており、本日現在、世界各地において 165 名以上のプロフェッショナルが活動しております。TPG Capital が本日現在経営に参画している投資先企業は全世界に約 70 社あり、TPG Capital の投資先企業の活動拠点は 130 カ国以上に渡る大きな企業ネットワークを形成しております。また、TPG は日本においても複数の投資実績があり、現時点では、大手玩具メーカーの株式会社タカラトミー、バイオジェネリック医薬品の開発製造メーカーである日本ケミカルリサーチ株式会社などの投資先企業を有しているとのことです。

(b) 本公開買付けの概要

本公開買付けは、公開買付者が当社の発行済普通株式の全て（自己株式を除きます。）を取得することを目的として開始されるものです。公開買付者は、本公開買付け及びこれに続く一連の取引により、当社の完全子会社化を目指しています。本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定していません。また、公開買付者は、当社の親会社でありかつ筆頭株主であるエイボン インターナショナル オペレーションズ インコーポレーテッド (以下、「AIO」といいます。)との間で平成 22 年 11 月 8 日付で公開買付応募契約 (TOB Agreement) (以下、「本公開買付応募契約」といいます。)を締結しており、同契約の規定に従って、AIO は、本公開買付けが開始された場合には、当社株式 43,649,000 株について、本公開買付けに応募することにつき同意しております (本公開買付応募契約の概要については、下記 3 「公開買付者と当社の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。)。本公開買付けは、AIO からの応募予定株式数である 43,649,000 株 (当社の平成 22 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数 (58,458,605 株) の約 74.67%) を買付予定数の下限としており、応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等は行われません。

なお、本公開買付応募契約における AIO による応募の義務は、①公開買付者が本公開買付けを開始し、必要となる手続を行っていること、②本公開買付応募契約に定める買主による表明保証が全ての重要な点において真実であること、③本公開買付けに関連する諸契約 (以下、「関連諸契約」といいます。)が締結され、AIO の承認なく、終了、解除、修正されていないこと (なお、かかる関連諸契約はいずれも平成 22 年 11 月 8 日に締結されております。)、④公開買付者が本公開買付応募契約上の義務を全ての重要な点において履行していること、⑤公開買付者又はその関係者による関連諸契約上の重大な違反がない

こと、及び⑥仮処分等により本公開買付けの実行が禁止されていないこと、かつ本公開買付けを違法とする法令等がないこと、を前提条件とする旨の連絡を当社は受けております。ただし、かかる応募の前提条件が満たされない場合であっても、AIOが自らの判断で本公開買付けに応募することは禁止又は制限されていないとのことです。

② 本公開買付けに関する意見の根拠

(a) エイボン・グループによる当社株式売却の決定

当社は、アメリカ合衆国ニューヨーク州に本拠を有する化粧品製造・販売会社である親会社エイボンプロダクツ インコーポレーテッド (Avon Products, Inc.、以下、「米国エイボン社」といいます。)の日本法人として昭和48年9月に設立されました。当社の親会社である米国エイボン社は、1886年に当時本のセールスマンをしていた創始者デビッド・H・マコーネルが本を買ってくださったご婦人客へのサービスとして香水をプレゼントしたことから始まり、以後、婦人が別の婦人に対してエイボン商品のカタログを配布することによって商品の販促活動及び販売を行うエイボンレディという訪問販売方法(ダイレクトセリング)を確立し、その後、女性の経済的自立を支援していくことを目指す企業として成長しました。米国エイボン社を中心とするグループ(以下、「エイボン・グループ」といいます。)は、現在では100カ国以上の国々で540万人以上のエイボンレディを擁する世界No.1のダイレクト・セリングカンパニーです。

米国エイボン社の子会社である当社は、米国のエイボン アライド プロダクツ インコーポレーテッドの在日支店(昭和43年3月に開設)を起源としており、当該在日支店は、翌年9月から日本におけるエイボン製品の販売を開始し、昭和47年に「FMG」の販売を開始しました。その後、上記のとおり、昭和48年9月に米国エイボン社の日本法人として当社が設立され、当社は、昭和52年2月に厚木工場を開設し、昭和54年9月に日本市場のために開発したスキンケアライン「レジョンズ」の発売、昭和59年には「MISSION」の販売、昭和60年10月に健康食品「インナーバランス」の販売、昭和62年7月にファッション ジュエリーの販売を開始する等、お客様のニーズに合わせた日本独自の商品ラインアップを継続的に提供すると共に、昭和57年7月に沖縄地域での販売を開始し、日本全域を販売地域とする等、日本国内において継続的に業績・業容を拡大してきました。当社は、昭和62年12月に社団法人日本証券業協会東京地区協会(現日本証券業協会)に株式を店頭登録し、株式公開しました。当社は、株式公開後も、昭和63年10月にランジェリーの販売を開始し、平成3年8月に企業体力の増強と企業体質の再構築による、顧客数の大幅な増大を目指した中期経営計画(5ヵ年)を導入する等、着実に事業の拡大に努め、平成16年12月に日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場しました。

当社は、わが国での販売開始から40年という長年の実績とグローバル企業の一員としての強みを活かし、また、日本人女性の肌質と好みにあった高機能かつ高品質の化粧品を国内の自社工場で製造販売してまいりました。さらに、お客様のニーズに応える健康食品、ファッション ジュエリー及びインナーウェア等の豊富な商品を提供してまいりました。しかしながら、当社は、過去16期のうち12期において売上高の減少を記録するなど長期的な業績悪化に直面しております。また、世界的な金融危機等による景気後退により、個人消費は低調に推移しており、当社の主要製品分野である化粧品業界におきましても、個人消費の低迷により全体として冷え込みが続いており厳しい事業環境となっております。こうした中、低調な個人消費は当社の経営成績にも影響を与え、複数年に渡る業績回復プランの過程にありますが、売上高は平成16年12月期(前期比4.1%減の33,366百万円)から6期連続して減少が続き、さらに平成22年12月期においても売上高は前期比10.7%減の17,545百万円を、また同期の当期純損失は970百万円と平成18年12月期以降5期連続の赤字を見込んでおります。

このような中、米国エイボン社は、エイボン・グループのアジア戦略とともにグループの一員としての当社の位置づけについて慎重な検討を実施した結果、平成21年の終わり頃、その保有する当社株式の売却という選択肢を具体的に実施に移す方針を固めました。米国エイボン社は、そのファイナンシャル・アドバイザーとして選任された米国投資銀行ゴールドマン・サックスを通じて、平成21年中ごろから当社株式の買収候補者の選定プロセスの準備を開始し、日本国内外の複数の買収候補者に接触したう

えで、最終的に TPG Capital を買収候補者として売却交渉を実施のうえ、本公開買付応募契約の締結に至りました。

(b) 当社における検討の経緯の概要

当社は、平成 22 年 7 月 19 日付の TPG Capital 側から米国エイボン社に宛てた意向表明書（以下、「本意向表明書」といいます。）の写しを平成 22 年 7 月下旬に受領し、TPG Capital による詳細にわたるデュー・デリジェンスに対応してまいりましたが、両社間での買付条件等の交渉が一定の進展をした後、TPG Capital 側から、平成 22 年 10 月 12 日に関連諸契約の概要説明とともに、正式に買付け条件等の提示を受けました。

当社は、平成 22 年 8 月 12 日に開催した取締役会決議により特別委員会を設置して本公開買付けに関する取締役会の意見等について諮問を行い（下記(3) ①「独立した特別委員会の設置」参照）、その後は特別委員会を通じて、当社の株式価値について、当社のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社（以下、「野村證券」といいます。）からその算定結果の報告（下記(3) ②「独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」参照）を受けるほか、米国エイボン社に対して当社株式の売却先の選定プロセスについての説明を求め、また TPG Capital から、当事業のあり方の抜本的な見直しを含む経営改善計画及び今後の企業価値の持続的な向上策についての考え方の説明を受けるなど慎重な検討を重ねてまいりました。

(c) 上場廃止となることが見込まれる本公開買付けに応募することを推奨することが妥当であると判断した根拠並びに代替措置の検討状況

TPG Capital は、成長分野への積極的な経営資源の投入を想定しており、その経営方針・事業戦略の遂行には、短期的には当社の損益にネガティブな影響を与える可能性があることとされていること、経営改革を遂行するに際して、迅速な意思決定と実行により事業の再構築に伴う業績ボラティリティの上昇による投資リスクの管理を行おうとしていることなどが認められます。他方、本公開買付けは当社と米国エイボン社との資本関係が解消されるという当社の事業上最も重大な転換点を伴うものです。公開買付者を通じた TPG Capital による当社株式の買付けとその経営方針に基づく当社の経営が、現時点において、当社の事業を立て直し、中長期的には当社の企業価値の維持及び向上を図るうえで最良の方策であると認められるとしても、相当程度のリスクを伴う面があることが否定しがたいと思われまます。これらの各種の考慮要素を慎重に検討した結果、当社は、当社株式を非公開化したうえで事業再構築を目指すという TPG Capital の計画には合理性が認められるとの結論に達しました。

さらに、当社は、下記(3)「買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載する諸措置を講じた上で、買付け等の条件を慎重に検討した結果、本公開買付けの買付価格（以下、「本公開買付価格」といいます。）及びその他の諸条件には合理性が認められるものであり、本公開買付けは当社の株主に対して合理的な価格での株式売却の機会を提供するものであると判断しました。以上から、当社は、平成 22 年 11 月 8 日開催の取締役会において、公開買付者が当社を 100%子会社とすることを目的とした本公開買付けの実施に賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。

(d) 公開買付者との間の公開買付契約の締結

かかる取締役会決議の後、当社は、公開買付者との間で、平成 22 年 11 月 8 日（以下、「契約締結日」といいます。）付で公開買付契約（Target TOB Agreement）（以下、「本公開買付契約」といいます。）を締結しております。同契約の概要は以下のとおりです。

- (i) 当社は、公開買付者による公開買付届出書の提出後速やかに、本公開買付けに賛同する旨の意見表明報告書を提出するものとする。
- (ii) 当社は、契約締結日から本臨時株主総会（第 1 回）（下記 8 (1)「本公開買付け実施後の経営方針」において定義します。）の終了までの間、原則として、従前の業務と一貫性のある通常の業

務の過程及び適用法令等に従ってその業務を行うものとする。

(iii) 当社は、本臨時株主総会（第1回）における議決権を行使できる株主を確定するための基準日を設定するための公告を、本公開買付けの開始日に行うものとする。

(iv) 当社は、公開買付者が指名する候補者を当社の取締役及び監査役として選任する議案を記載した本臨時株主総会（第1回）の招集通知を発送するものとする。

ただし、本臨時株主総会（第1回）の開催は、本公開買付けの成立を条件とします。

(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

① 独立した特別委員会の設置

TPG Capital 側と米国エイボン社との間で本意向表明書が取り交わされ、平成 22 年 7 月末頃に TPG Capital による当社の事業に関する法務・財務その他の詳細な事項にわたるデュー・デリジェンスが本格的に開始されたことから、当社において TPG Capital による買収提案への対応への準備が必要となりました。そこで、平成 22 年 8 月 12 日に開催された定時取締役会において、TPG Capital 側との間で取り交わされた本意向表明書の写しを提示のうえ、TPG Capital による買収提案への対応に関する審議がなされました。本公開買付けは、親会社である米国エイボン社が当社株式を当社の少数株主から買い付ける場合と異なり、米国エイボン社がその子会社を通じて所有する当社株式の売却を予定している点で、公開買付者による当社株式の買付けに関して、米国エイボン社と当社の少数株主との間に利益相反はないと想定されますが、当社取締役会は、本公開買付けの検討と意見表明にかかる当社の意思決定手続について、公正性、透明性及び客観性を確保するために、本公開買付けに関して特別の利害関係を有していない者から構成される特別委員会（以下、「特別委員会」といいます。）の設置を決議し、特別委員会に対して、本公開買付けに関する当社の意見等を諮問することとし、特別委員会の委員として、当社の社外取締役である岩國哲人氏及び大河原愛子氏、当社の常勤監査役である澤田澄男氏、並びに当社の社外監査役である貞安実氏の 4 名を選任しました。なお、特別委員会の各委員は、当社の取締役又は監査役であること、並びに大河原氏、澤田氏及び貞安氏については、それぞれ 52,000 株、18,000 株及び 17,000 株の当社株式を所有していることを除き、本公開買付けについて、米国エイボン社及びそのグループ会社、並びに公開買付者及びその関係会社のいずれかに該当する会社又はその役員との関係において何ら利害関係を有しておらず、その他本公開買付けについて何ら特別の利害関係を有していないことを確認しております。また、上記取締役会における特別委員会の設置及び委員の選任について、米国エイボン社又はそのグループ会社との間で一定の任用・雇用契約関係にある代表取締役社長テレンス・ムアヘッド、取締役シヨン・キム及び監査役マシュー・クリフトは、利益相反防止の観点から、その審議及び決議には参加していません（これらの取締役及び監査役と米国エイボン社及びそのグループ会社との関係については、下記⑤「利害関係を有しない取締役全員の承認」をご参照ください。）。

特別委員会は、当社の企業価値の維持・向上及び株主全体の利益を図る観点から、本公開買付価格その他の買付け等の条件の妥当性及び本公開買付けに関して当社が表明する意見等について、当社取締役会に対して報告すべき内容について、慎重に検討を行いました。特別委員会は、平成 22 年 8 月 24 日から同年 11 月 8 日まで全 14 回開催され、当社のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券から当社の株式価値算定の方法及びその算定結果についての説明及び報告を受けるとともに、当社のリーガル・アドバイザーであるジョーンズ・デイ法律事務所（以下、「ジョーンズ・デイ」といいます。）から、本公開買付けの買付け等の条件並びに本公開買付けに関して、又はこれに付随して当社が締結することとなる各種の契約（特別委員会の設置後、当社が締結することとなる契約は、(i)米国エイボン社との間の製造供給契約（Manufacturing and Supply Agreement）（以下、「本製造供給契約」といいます。）、(ii)同社との間の研究開発契約（Research and Development Agreement）（以下、「本研究開発契約」といいます。）、(iii)米国エイボン社の子会社であるエイボン コスメティックス フィーボ リミテッド（以下、「FEBO」といいます。）及び AIO との間のサービス契約（Transition Period Services Agreement）（以下、「本サービス契約」といいます。）、(iv)米国エイボン社、AIO、FEBO 及び公開買付者

との間の解除契約(Termination Agreement) (以下、「本解除契約」といいます。)、(v)公開買付者との間の本公開買付契約並びに(vi)同社との間のロイヤルティ契約 (Royalty Agreement) (以下、「本ロイヤルティ契約」といいます。))として確定しました。これらの契約の詳細については、上記(2)②(d)「公開買付者との間の公開買付契約の締結」、下記8(2)「知的財産権の取扱い」及び下記8(3)「エイボン・グループからの移行支援・製造受託」をご参照ください。)について検討すべき法的問題点、並びに特別委員会における本公開買付けの検討手続に関して法的助言を受けております。特別委員会は、さらに、当社の経営陣、米国エイボン社及び TPG Capital に対して適宜質問をし、その回答を検討するとともに、本公開買付け終了後の公開買付者を通じた TPG Capital による当社の経営方針・事業計画等について、上記各契約の検討とあわせて、検討を重ねてまいりました。

特別委員会は、上記の検討の結果、平成22年11月8日に開催された会合において、委員全員一致の決定により、①当社の業績は低迷を続けており、事業の大幅な見直しを必要とする厳しい状況にあると認められること、②TPG Capital の経営方針・事業計画等には合理性が認められること、③本公開買付価格は公開買付者と当社の親会社である米国エイボン社という資本関係のない独立当事者間での交渉を経て決定された価格であること、④米国エイボン社が行った買収候補者の選定過程には一定の合理性が認められると判断されること、⑤本公開買付価格は、当社のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券の当社株式にかかる株式価値算定書において報告された当社の株式価値をも上回ること、などに鑑み、当社の取締役会が本公開買付けに関して賛同意見を表明し、当社の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行うことが相当である旨の答申を行うことを決定し、同日開催の取締役会において、かかる答申内容を報告いたしました。

② 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(a) 算定の基礎

当社は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社、米国エイボン社及び公開買付者（その関係会社を含みます。）から独立した第三者算定機関である野村證券をファイナンシャル・アドバイザーとして選定した上で、本公開買付価格の妥当性を検討するための参考とするために、当社の株式価値の算定を依頼しました。

野村證券は、市場株価平均法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）の各手法によって当社の株式価値の算定を行い、当社は野村證券から平成22年11月5日付けで株式価値算定書を取得しております。なお、当社は、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していません。

上記各手法により算定された当社株式1株当たりの価値の範囲は、以下の通りです。

市場株価平均法	55円から58円
DCF法	46円から70円

市場株価平均法では、平成22年11月4日を基準日として、株式会社大阪証券取引所が運営するJASDAQ市場（以下、「JASDAQ市場」といいます。）（注）における当社株式の基準日終値（56円）、直近1週間、直近1ヵ月間、直近3ヵ月間及び直近6ヵ月間の終値の平均（それぞれ55円、58円、55円及び56円）を基に、当社株式1株当たりの価値の範囲を55円から58円までと分析しております。

DCF法では、当社の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成22年12月期以降の当社の将来の収益予測に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引いて企業価値や株式価値を分析し、当社株式1株当たりの価値の範囲を46円から70円までと分析しております。なお、野村證券がDCF法の前提とした当社の事業計画は、当社が、引き続き米国エイボン社の子会社かつエイボン・グループの一員として、現行のビジネスモデルを継続すること、すなわち当社が取り扱う製品及び商品並びにその販売方法については従来どおりであることを、その前提としております。

他方、公開買付者によれば、TPG Capitalは、本公開買付価格を決定するために、当社の親会社である米国エイボン社及び当社より提供された情報に基づき、当社の財務・事業を多面的・総合的に分析したとのこと。さらに、TPG Capitalは、当社株式が一般的に証券取引所を通じて売買されていること

に鑑み、米国エイボン社との協議・交渉の結果や当社による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見通しを勘案した結果、過去の一定期間における株価推移、並びに過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けにおいて公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例を参考に、本公開買付価格を74円に決定いたしました。なお、公開買付者は、本公開買付価格の決定に際して、第三者機関の算定書は取得していないとのことです。

本公開買付価格の74円は、本公開買付けについての公表日の前営業日である平成22年11月5日の当社株式のJASDAQ市場（注）における終値（56円）に対して32.14%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じです。）のプレミアムを、同日までの過去1ヵ月間（平成22年10月6日から平成22年11月5日まで）の終値単純平均（58円）（小数点以下第一位を四捨五入。以下、平均株価の計算において同じです。）に対して27.59%のプレミアムを、同過去3ヵ月間（平成22年8月6日から平成22年11月5日まで）の終値単純平均（55円）に対して34.55%のプレミアムを、同過去6ヵ月間（平成22年5月6日から平成22年11月5日まで）の終値単純平均（56円）に対して32.14%のプレミアムを加えた額に相当します。

（注） 株式会社大阪証券取引所は、平成22年10月12日付でヘラクレス、JASDAQ及びNEOを統合し、「JASDAQ市場」を新たに開設したため、平成22年10月8日までのJASDAQ市場終値については、当該統合前のJASDAQにおける株価に基づいております。

（b）算定の経緯

当社は、特別委員会において、第三者算定機関である野村證券の株式価値算定書の算定結果を参考として、本公開買付価格その他本公開買付けの諸条件の妥当性について、当社の財務状況、事業環境及び株主間の公平性等の観点をも考慮のうえ慎重に検討して答申書を取りまとめたうえで、平成22年11月8日開催の取締役会において、同日付の特別委員会の答申書をさらに慎重に検討しました。そのうえで、当社は、同取締役会において、本公開買付価格その他本公開買付けの諸条件は妥当であり、当社の株主に対して合理的な価格による当社株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに対して賛同の意見表明をするとともに、当社の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を、出席取締役（下記⑤「利害関係を有しない取締役全員の承認」に記載のとおり、代表取締役社長テレンス・ムアヘッド及び社外取締役シヨン・キムは、その審議及び決議に参加していません。）の全員一致で承認可決いたしました。

（c）算定機関との関係

野村證券は、当社から独立した第三者算定機関であり、かつ当社の関連当事者にも該当しておりません。

③ 独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けに関する当社の取締役会における意思決定手続の適法性並びに取締役会に対する報告に向けて特別委員会において行われる検討過程の公正性及び適正性を担保するために、当社、米国エイボン社及び公開買付者（その関係会社を含みます。）から独立したリーガル・アドバイザーとしてジョーンズ・デイを選任し、本公開買付けに関する当社の取締役会の意思決定手続、特別委員会における検討過程並びに関連する各種の契約（ただし、当社が当事者となっているものに限りません。）に関して、必要な法的助言を受けております。

④ 支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社による決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手

当社取締役会は、平成22年11月8日に、上記の特別委員会から、本公開買付けの目的及び公開買付者の経営方針、米国エイボン社による当社株式の売却先選定手続の状況、公開買付者と当社との間の協議及び特別委員会の質問に対する公開買付者からの回答の状況、当社ファイナンシャル・アドバイザーである野村證券の当社株式にかかる株式価値算定書、株式価値算定書のために当社経営陣が野村證券に提出した事業計画の合理性、利益相反を回避するための措置、本公開買付けの公正性を担保するためのその他の措置並びに当社の企業価値の維持・向上などの観点から総合的に検討したうえで、上記①「独立

した特別委員会の設置」に記載する理由により、本公開買付け及びその後の各手続により当社が公開買付者の100%子会社となるべき一連の手続を行うことは、当社の親会社である米国エイボン社のみならず、当社の少数株主にとって合理的な価格で当社株式を売却する機会を提供するものであり、当社の少数株主の利益を不当に害するものではない、と考えるのが相当である旨の答申書を受領しております。

⑤ 利害関係を有しない取締役全員の承認

平成22年11月8日に開催された当社取締役会において、特別委員会の答申書及び当社ファイナンシャル・アドバイザーである野村證券による当社株式にかかる株式価値算定書等を慎重に検討のうえ、本公開買付けにかかる意見表明の決議について特別の利害関係を有しない取締役5名（これには特別委員会の委員でもある社外取締役2名を含みます。）の全員一致により、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、当社の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行っております。なお、上記の取締役会において本公開買付けに関する賛同意見の表明及び当社株主に対する応募の推奨の決議がなされることに対して、かかる取締役会に出席した監査役3名（これには特別委員会の委員でもある常勤監査役1名及び社外監査役1名を含みますが、特別の利害関係のおそれのある社外監査役1名は含みません。）のいずれからも、特段異議は述べられていません。

なお、当社取締役のうち、当社代表取締役社長テレンス・ムアヘッドはエイボン・グループに属する会社の執行役員等を経験した後に当社の代表取締役に就任し、現在米国エイボン社との間で任用契約を締結しており、当社の社外取締役であるシヨン・キムは、エイボン・グループのアジア・パシフィックにおける法務統括責任者であり、米国エイボン社との間で雇用関係にあるため、両名は利益相反防止の観点から、当社取締役会の本公開買付けに関する審議及び決議には参加しておらず、当社の立場においてTPG Capital・公開買付者との協議・交渉に参加しておりません。また、当社の社外監査役マシュー・クリフトについても、エイボン・グループのアジア・パシフィックにおける財務責任者であるため、利益相反防止の観点から、本公開買付けに関する審議及び決議の行われる際の当社取締役会には出席しておらず、また当社の立場においてTPG Capital・公開買付者との協議・交渉に参加しておりません。

⑥ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

本公開買付けにおける買付け等の期間（以下、「公開買付期間」といいます。）は、法令上買付け等の期間が20営業日以上と定められているところ、30営業日と比較的長期に設定されております。一般に、買付け等の期間は、これが比較的長期に設定されることにより、対象会社の株主に対して、公開買付けに応募するか否かについて適切に判断できる合理的な機会を確保すると考えられ、また、公開買付者以外の第三者に対して買付け等の提案を行う合理的な機会を与えることとなると期待されるものです。

さらに、当社は、公開買付者との間において、対抗的買収提案者が出現した場合、当社が当該対抗的買収提案者との接触が禁止されるような合意は締結しておらず、その他当社が当該対抗的買収提案者と協議し、またその提案を検討することを制限するような内容の合意は一切行っていません。

当社は、比較的長期間の公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け提案のための合理的な機会及び当社におけるその検討の機会が確保されること等により、本公開買付けにおいて、その公正性等の確保への配慮がなされている、と考えています。

(4) 本公開買付け後の予定（いわゆる二段階買収に関する事項等）

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定しておらず、当社の発行済株式の全て（自己株式を除きます。）を取得する予定です。なお、本公開買付けにより、公開買付者が、当社の発行済株式の全て（自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、公開買付者は、以下の方法により、当社の発行済株式の全て（自己株式を除きます。）を取得することを企図しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、公開買付者は、①当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）の規定する種類株式発行会社とすること、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得

条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。）を付す旨の定款変更を行うこと、及び③当社の当該株式の全部取得と引き換えに別個の種類の当社株式を交付すること、以上①乃至③を付議議案に含む臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会（第 2 回）」といいます。）の開催を当社に要請する予定です。また、かかる手続の実行に際して、本臨時株主総会（第 2 回）において上記①のご承認をいただきますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②については、会社法第 111 条第 2 項第 1 号に基づき、本臨時株主総会（第 2 回）の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される当社株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会（以下、「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となります。そのため、公開買付者は、当社に対し、本臨時株主総会（第 2 回）と同日に本種類株主総会を開催することを要請する予定です。また、公開買付者は、本臨時株主総会（第 2 回）及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

なお、本臨時株主総会（第 2 回）及び本種類株主総会は平成 23 年 2 月下旬までを目処に実施される予定です。当社の本臨時株主総会（第 2 回）及び本種類株主総会において上記議案が承認され、上記各手続が実行された場合、当社の発行する全ての普通株式は、全部取得条項が付された上で、その全てが当社により取得され、当社の株主には当該取得の対価として当社の発行する別個の種類の当社株式が交付されることとなりますが、当社の株主のうち、新たに発行される別個の種類の当社株式の数が 1 株に満たない端数となる株主に対しては、会社法及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号。その後の改正を含みます。）に定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）を売却すること（当社がその全部又は一部を買い取ることを含みます。）によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類の当社株式の売却価格については、当該売却の結果、各株主に交付されることになる金銭の額が、当社の普通株式 1 株当たりの買付価格に当該各株主が保有していた当社の普通株式の数を乗じた価格と同一になるように算出され、その上で裁判所に対して任意売却許可の申立てが行われる予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として新たに交付する当社株式の種類及び数は、本日現在未定ですが、公開買付者は、当社の完全子会社化を実施するために、当社の株主に対し交付しなければならない当社株式の数が 1 株に満たない端数となるよう決定することを当社に要請する予定であるとのことです。

もっとも、関係法令についての当局の解釈等の状況等によっては、その実施方法に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、公開買付者が当社の完全子会社化を実施する場合には、当社の株主に対して、関係法令に基づく手続に従い、最終的に金銭を交付する方法を採用することが予定されているとのことです。これらの場合における当該金銭の額についても、本公開買付価格に当該各株主が保有していた当社の普通株式の数を乗じた価格と原則として同一となるように算定される予定とのことです。以上の場合における具体的な手続については、決定次第、速やかに公表します。

上記の各手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(a)上記②に関する当社の定款変更の際には、会社法第 116 条及び第 117 条その他関係法令の定めに従って、当社の株主がその有する株式の買取を請求できる旨が定められております。また、(b)上記③が当社の株主総会において決議された場合には、同様の趣旨により、会社法第 172 条及びその他関係法令の定めに従って、当該株式の取得価格決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、(a)又は(b)の方法による 1 株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的に裁判所の判断によることとなります。加えて、当該請求又は申立てに関する所要の手続につきましては、株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

当社としては、かかる公開買付者の各要請に応じて、本公開買付けが成立することを条件として、当該要請に係る各手続を行うことを検討しております。

なお、公開買付者も当社も、本臨時株主総会（第 2 回）及び本種類株主総会における当社の株主の皆様への賛同の議決権行使を一切勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募及び上記の各手続における税務上の取扱いについては、株主の皆様において自らの責任とご判断において、適宜専門

家にご確認ください。

(5) 本公開買付けによる上場廃止の見込み及びその理由

当社株式は現在 JASDAQ 市場に上場されていますが、本公開買付けでは買付けを行う株券の数に上限が設定されていないため、当社株式は本公開買付けの結果によっては、株券上場廃止基準に該当した場合には所定の手続を経た上で上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの結果、当該基準に該当しない場合でも、上記(4)「本公開買付け後の予定(いわゆる二段階買収に関する事項等)」に記載されている完全子会社化手続によって、上記上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる見込みです。上場廃止となった場合、当社株式は JASDAQ 市場において取引することはできません。

3. 公開買付者と当社の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、当社の親会社でありかつ筆頭株主である AIO との間で、平成 22 年 11 月 8 日付で本公開買付応募契約を締結しました。本公開買付応募契約において、公開買付者は、AIO から、(a)本公開買付けが開始された場合には、本公開買付応募契約の規定に従って、その保有する当社株式の全部(同日付で公開買付者に無償で譲渡する当社株式 1,000 株を除きます。)である 43,649,000 株(当社の平成 22 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数(58,458,605 株)の約 74.67%)について、本公開買付けに応募すること、及び(b)下記 8(1)「本公開買付け実施後の経営方針」に記載の本臨時株主総会(第 1 回)において、AIO が所有する当社株式の全部の議決権について、本公開買付応募契約の規定に従って、公開買付者が指名し当社が提案を予定する取締役候補者及び監査役候補者に係る取締役及び監査役選任議案に賛成する議決権行使を行う旨の合意を得ているとのことです。

なお、本公開買付応募契約における AIO による応募の義務には、上記 2(2)①(b)「本公開買付けの概要」に記載の条件が付されているとのことです。

4. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

5. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

6. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

7. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

8. 今後の見通し

本公開買付けの実施後の公開買付者による当社の経営方針等は、以下のとおりです。

(1) 本公開買付け実施後の経営方針

TPG Capital は、本公開買付け成立後においても、原則として、当社により 40 年以上に渡って構築されてきたブランド・商品・経営基盤等を尊重していくことを想定しております。一方で、TPG Capital は自らの有する経営資源・事業改善ノウハウ・国内外のネットワークなどを活用し、当社の事業戦略の策定・実行の支援、事業運営を補強する経営幹部レベル及び実務レベルの人材の獲得、株主と経営の一体化による機動的かつ迅速な意思決定体制の構築、より高品質な新商品の開発、ブランド価値向上のための積極的な広告・宣伝などを通じて、既存事業の再建を支援するとともに、成長分野への積極的投資・展開を図り、当社の中長期的な企業価値向上を目指していく計画を有しているとのことです。また、日本全国に及ぶエイボンレディのネットワークは当社の非常に重要な無形の財産の一つであり、TPG

Capital は当該ネットワーク及びその活動を積極的に支援していく計画を有しているとのことです。

TPG Capital は、上記経営方針を強力に推進するためには、本公開買付け成立後直ちに当社の経営体制を強化し、追加的経営資源を投入することが重要であると判断しております。当社は、本公開買付けに賛同する立場から、本公開買付けの結果が未だ判明していない本公開買付けにおける公開買付期間中ではあるものの、経営の空白から生じる企業価値の毀損を極力縮小するために、本公開買付契約に基づき、公開買付者が指名する候補者を取締役及び監査役に選任することを付議議案とし、本公開買付けの決済の開始日の翌営業日である平成 22 年 12 月 30 日を開催日とする臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会（第 1 回）」といいます。）を開催するための手続を行うことに合意しています。ただし、本臨時株主総会（第 1 回）の開催は、本公開買付けの成立を条件とします。

(2) 知的財産権の取扱い

当社は、本日現在、AIO との間の技術導入契約（以下、「本技術導入契約」といいます。）に基づき、(a)化粧品、医薬部外品、その他の製造・加工に必要な・有益な技術情報の開示・指導並びに商標権、特許権等の使用許諾、(b)健康食品等の商標権の使用許諾等を受けておりますが、同契約は、本公開買付けの完了によるエイボン・グループからの離脱に伴い、本解除契約に基づき合意解約される予定です。一方で、公開買付者は、当社がエイボン・グループからライセンスを受けてきた特定のブランド、商標権、特許権、商品技術・経営ノウハウなどを引き続き使用できるように（これには一定期間の「エイボン」という名称及びこれを含む商標の使用が含まれます。）、AIO 及び同社の親会社である米国エイボン社との間で、平成 22 年 11 月 8 日付でライセンス及び譲渡契約（License and Assignment Agreement）を締結し、本公開買付けの決済後、同契約に基づき、AIO 及び米国エイボン社より一定の知的財産権（以下、「本知的財産権」といいます。）につき、一括前払いにより、譲り受け又はライセンスを受ける予定です。当社は、公開買付者との間で平成 22 年 11 月 8 日付で本ロイヤルティ契約を締結し、本公開買付けの決済後、同契約に基づき、公開買付者から本知的財産権のライセンス又はサブライセンスを受ける予定です。なお、公開買付者による当社に対する本知的財産権のライセンス又はサブライセンスは、本技術導入契約に準じたロイヤルティの料率により行われる予定です。

(3) エイボン・グループからの移行支援・製造受託

当社は、本日現在、FEBO との間のサービス・サポート契約に基づき、物流、マーケティング、法務、人事及び財務経理等に係る経営助言等の業務の提供を受けておりますが、同契約は、本公開買付けの完了によるエイボン・グループからの離脱に伴い、本解除契約に基づき合意解約される予定です。しかしながら、エイボン・グループからの円滑な独立を図るにあたり、当社としては一定の移行期間に限り FEBO から類似のサポートを受ける必要があるため、当社は、FEBO 及び AIO との間に、平成 22 年 11 月 8 日付で本サービス契約を締結し、本公開買付けの決済後、同契約に基づき、FEBO よりサプライ・チェーン、人事、IT 及び財務経理等に係る業務の提供を受ける予定です。

また、同様のエイボン・グループによる移行支援の一環として、当社は、米国エイボン社との間で、平成 22 年 11 月 8 日付で本研究開発契約を締結し、本公開買付けの決済後、同契約に基づき、2012 年及び 2013 年に発売予定の製品に関する研究開発に係る一定の業務の提供を受ける予定です。

さらに、当社は、米国エイボン社との間で、平成 22 年 11 月 8 日付で本製造供給契約を締結し、本公開買付けの決済後 3 年間、同契約に基づき、当社が本日現在又は 2011 年に製造し、米国エイボン社又はそのグループ会社に対して販売し又は販売することが予定されている製品等に係る製造を受託する予定です。

9. 支配株主との取引等に関する事項

当社は、公開買付者による本公開買付けの実施に関連して、親会社である支配株主の米国エイボン社並びにその子会社である FEBO 及び AIO との間に、平成 22 年 11 月 8 日付をもって、本サービス契約、本研究開発契約、本製造供給契約及び本解除契約（以下、「諸契約」と総称します。）を締結しております（上記 2 (3)①「独立した特別委員会の設置」及び上記 8 (3)「エイボン・グループからの移行支援・製造受託」参

照)。当社が、平成 22 年 8 月 23 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に関する諸契約の適合状況は、以下のとおりです。

平成 22 年 8 月 23 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下のとおりです。「化粧品等の販売については、原則として市場価格、総原価を勘案して当社希望小売価格を提示し、毎期価格交渉の上、決定しております。原材料の仕入れについては、当社と関連を有しない他の当事者とおおむね同一の取引条件で決定しております。また、技術導入契約に基づき、ロイヤルティとして売上高の一定率を支払っておりますが、定期的に市場の状況及び動向に照らして、契約の内容及びロイヤルティの計算方法を見直しております。経営の助言等業務委託については、業務委託契約に基づいており、市場価格等、一般取引条件を参考にして決定しております」。

当社は、諸契約の締結にあたり、上記 2 (3)「買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載する各措置を講じたうえで、リーガル・アドバイザーであるジョーンズ・デイを通じて諸契約の交渉を行った後、特別委員会による諸契約の締結にかかる検討及び答申を受けたうえで、平成 22 年 11 月 8 日開催の取締役会決議により承認されたものであり、それらの各契約は、当社と関連を有しない他の当事者とおおむね同一の取引条件で決定され、当社の少数株主の利益を不当に害するものではないと当社は考えております。

10. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

上記 8 (1)「本公開買付け実施後の経営方針」に記載のとおり、当社は、公開買付者が指定する者を取締役及び監査役に選任することを付議議案とし、本公開買付けの決済の開始日の翌営業日である平成 22 年 12 月 30 日を開催日とする本臨時株主総会（第 1 回）を開催するための手続を行う予定です。ただし、本臨時株主総会（第 1 回）の開催は、本公開買付けの成立を条件とします。当社は、本公開買付け契約の規定に従い、平成 22 年 11 月 8 日開催の取締役会において、本臨時株主総会（第 1 回）において議決権を行使できる株主を確定するため、平成 22 年 11 月 24 日を基準日として定める旨決議しており、同月 9 日付をもってかかる基準日設定の公告を行う予定です。これに伴い、公開買付け期間中に本臨時株主総会（第 1 回）にかかる招集通知が發送される予定です。

また、当社は、公開買付け期間中に、本臨時株主総会（第 2 回）招集のための基準日設定公告を行う予定です。

以 上

○（参考）買付け等の概要

公開買付者による本公開買付けの概要等につきましては、添付資料「TPG Capital エイボン・プロダクツ株式会社の完全子会社化を目指し公開買付けを開始 ～エイボン・プロダクツ株式会社取締役会も賛同を表明～」をご参照ください。



各位

平成 22 年 11 月 8 日

**TPG Capital エイボン・プロダクツ株式会社の完全子会社化を目指し公開買付けを開始
～エイボン・プロダクツ株式会社取締役会も賛同を表明～**

世界最大級のプライベート・エクイティ投資会社である TPG Capital の運用する投資ビークル TPG Asia V Devon, L.P.は、その発行済株式の全てを所有する完全子会社 Devon Holdings 株式会社(以下「公開買付者」)を通じて、エイボン・プロダクツ株式会社(以下「エイボン・プロダクツ」)の発行済株式の全て(自己株式を除く)を取得することを目的として普通株式1株 74 円で公開買付け(以下「本公開買付け」)を開始することをお知らせいたします。本公開買付け及びこれに続く一連の取引により、エイボン・プロダクツの完全子会社化を目指します。なお、本公開買付けの買付け等の期間は、平成 22 年 11 月 9 日から平成 22 年 12 月 21 日の 30 営業日を予定しています。

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておらず、本公開買付けの結果、大阪証券取引所 JASDAQ 市場における株券上場廃止基準に該当した場合、エイボン・プロダクツ普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該上場廃止基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けの終了後に、適用ある法令に従い、エイボン・プロダクツの完全子会社化を実施することを予定しておりますので、その場合にも、エイボン・プロダクツ普通株式は所定の手続を経て上場廃止となります。

公開買付者は、エイボン・プロダクツの親会社でありかつ筆頭株主であるエイボン インターナショナル オペレーションズ インコーポレーテッド(以下「AIO」)と、平成 22 年 11 月 8 日付で公開買付応募契約(TOB Agreement)を締結しており、同契約の規定に従って、AIO は、本公開買付けが開始された場合には、エイボン・プロダクツ普通株式 43,649,000 株(発行済株式総数の約 74.67%)について、本公開買付けに応募することにつき同意しております。

また、エイボン・プロダクツは、平成 22 年 11 月 8 日開催の取締役会において、本公開買付けに対して賛同の意見を表明することを決議しており、公開買付者は、エイボン・プロダクツとの間で、平成 22 年 11 月 8 日付で公開買付契約(Target TOB Agreement)を締結しております。

エイボン・プロダクツは、昭和 48 年 9 月にエイボン プロダクツ インコーポレーテッド(以下「API」)の日本法人としての設立後(ただし、日本でのエイボン製品の販売開始は米国のエイボン アライド プロダクツ インコーポレーテッドの在日支店による昭和 44 年 9 月に起源があります)、日本市場のために開発したスキンケアライン「レジョンズ」をはじめ、「FMG」及び「MISSION」の販売、健康食品「インナーバランス」の販売や、ファッション ジュエリーの販売を開始する等、お客様のニーズに合わせた日本独自の商品ラインアップを継続的に提供し、業績・業容を拡大してきました。しかし、近年の業績は、世界的な金融危機による経済の悪化により下降しており、同業他社との競争激化等、予断を許さない状況が続いております。

このような状況の下、エイボン・プロダクツが属する多国籍企業集団の親会社である API は、グローバルでの経営資源の集中・再配分を加速させる一環として、エイボン・プロダクツ株式を新たな投資家へ譲渡する決断に至りました。

一方、TPG Capital は、昨年8月頃、API よりエイボン・プロダクツの株式の譲渡を検討する旨の連絡を受け、その投資可否について検討を進める中で、TPG Capital は、エイボン・プロダクツの経営課題を克服し更なる持続的な成長を達成することは、大幅な事業改革を可能にする非公開会社としての枠組み下において事業を進めることにより、より実現しうると考えるに至りました。そこで、TPG Capital はエイボン・プロダクツを非公開化した上で、自ら持つ業界ネットワーク及び経営改善ノウハウ等を活用し、エイボン・プロダクツが直面する厳しい経営環境下においても安定的かつ持

持続的な成長の達成を可能とする事業戦略の構築・実行を支援することで、エイボン・グループからの独立を契機として、エイボン・プロダクツの企業価値向上が図れるものと考えました。

TPG Capital は、本公開買付け成立後においても、原則として、エイボン・プロダクツにより40年以上に渡って構築されてきたブランド・商品・経営基盤等を尊重していくことを想定しております。一方で、TPG Capital は自らの有する経営資源・事業改善ノウハウ・国内外のネットワークなどを活用し、エイボン・プロダクツの事業戦略の策定・実行の支援、事業運営を補強する経営幹部レベル及び実務レベルの人材の獲得、株主と経営の一体化による機動的かつ迅速な意思決定体制の構築、より高品質な新商品の開発、ブランド価値向上のための積極的な広告・宣伝などを通じて、既存事業の再建を支援するとともに、成長分野への積極的投資・展開を図り、エイボン・プロダクツの中長期的な企業価値向上を目指してまいります。また、日本全国に及ぶエイボンレディのネットワークはエイボン・プロダクツの非常に重要な無形の財産の一つであり、TPG Capital は当該ネットワーク及びその活動を積極的に支援していく所存であります。

TPG Capital について

TPG Capital は約470億米ドルの資産の運用を手がけるプライベート・エクイティ投資会社TPGのバイアウト・グループです。TPG Capital は、幅広い地域・業界に属する企業のレバレッジ・バイアウト(LBO)、資本参加、ジョイントベンチャー(JV)、事業運営等を成功裏に行ってきた実績を有しております。エイボン・プロダクツと同様の消費者向けの事業を営む企業に対する投資実績では、バーガーキング、ジェイ・クルー、ニーマン・マーカス、リパブリックなどが挙げられます。TPG Capital は平成4年の設立以来150件以上の投資実績を有しており、本日現在、世界各地において165名以上のプロフェッショナルが活動しております。TPG Capital が現在経営に参画している投資先企業は全世界に約70社あり、投資先企業の活動拠点は130カ国以上に渡る大きな企業ネットワークを形成しております。また、TPG は日本においても複数の投資実績があり、現時点では、大手玩具メーカーの株式会社タカラトミー、バイオジェネリック医薬品の開発製造メーカーである日本ケミカルリサーチ株式会社などの投資先企業を有しております。

<報道関係各位のお問い合わせ先>

TPG 広報代理

株式会社 CNC Japan 加藤麻美

Tel:03-5156-0192 E-mail: mami.kato@cnc-communications.com

株主の皆様におかれましては、本公開買付けへの応募手続きについてご不明な点がございましたら、公開買付代理人である日興コーディアル証券株式会社までお問い合わせください。

日興コンタクトセンター公開買付専用ダイヤル(個人株主専用)

フリーダイヤル:0120-250-959

開設期間:平成22年11月9日(火曜日)~平成22年12月21日(火曜日)

受付時間:9:00~17:00(但し、土・日・祝日を除く)

※ 応募手続き書類のご請求については株主ご本人様に限らせていただいております。

※ 日興コーディアル証券ホームページ(<http://www.nikko.co.jp/index.html>)もご参照ください(サイト内検索で「公開買付」と入力し検索ください。)

<参考>買付けの概要

(1) 公開買付者

Devon Holdings 株式会社

(2) 対象者

エイボン・プロダクツ株式会社

(3) 買付け等の期間

① 届出当初の期間

平成 22 年 11 月 9 日（火曜日）から平成 22 年 12 月 21 日（火曜日）まで（30 営業日）

（注 1）日数又は日時の記事は、特段の記事がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。
以下同じです。

（注 2）「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号。その後の改正を含みます。）第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除いた日を意味します。

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(4) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 74 円

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
58,456,755（株）	43,649,000（株）	－（株）

（注 1）買付予定数は、対象者の第 39 期第 2 四半期報告書（平成 22 年 8 月 13 日提出）に記載された平成 22 年 8 月 13 日現在の発行済株式総数（58,458,605 株）から同報告書に記載された平成 22 年 6 月 30 日現在対象者が保有する自己株式（850 株）及び本日現在公開買付者が保有する対象者株式（1,000 株）を控除した数です。

（注 2）応募株券等の総数が買付予定数の下限（43,649,000 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（43,649,000 株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注 3）単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。但し、応募に際しては買付け等の対象となる単元未満株式が、公開買付代理人（後記「(11)公開買付代理人」において記載されるものをいいます。）に開設された本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方（以下「応募株主等」といいます。）の名義の口座に記載又は記録されている必要があります。なお、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。この場合、対象者は法令及び対象者株式取扱規則に定める価格にて当該株式を買い取ります。

（注 4）本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	1 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	43,649 個	(買付け等前における株券等所有割合 74.67%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	58,456 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	58,450 個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数 (58,456,755 株) に係る議決権の数です。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の第 39 期第 2 四半期報告書 (平成 22 年 8 月 13 日提出) 記載の総株主の議決権数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者の第 39 期第 2 四半期報告書 (平成 22 年 8 月 13 日提出) に記載された平成 22 年 8 月 13 日現在の発行済株式総数 (58,458,605 株) から本公開買付けで取得する予定のない同報告書に記載された平成 22 年 6 月 30 日現在対象者が保有する自己株式 850 株を除いた 58,457,755 株に係る議決権の数 (58,457 個) を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しております。

(注3) 特別関係者の所有株券等も本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は分子に加算しておりません。

(注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金

4,325 百万円

(注) 買付代金は、本公開買付けにおける買付予定数 (58,456,755 株) に、1 株当たりの買付価格 (74 円) を乗じた金額 (百万円未満を切捨て) です。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店所在地
日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

② 決済の開始日
平成 22 年 12 月 29 日 (水曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等 (外国人株主等の場合にはその常任代理人) の住所又は所在地宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等 (外国人株主等の場合にはその常任代理人) の指定した場所へ送金します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限（43,649,000 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（43,649,000 株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至リ及びヲ乃至ソ並びに第 3 号イ乃至トに定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

対象者が公開買付け期間中に、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合には、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付け期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付け期間の末日の 15 時 30 分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付け期間の末日の 15 時 30 分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。

解除書面を受領する権限を有する者

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

（その他の日興コーディアル証券株式会社国内各営業店）

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

(10) 公開買付開始公告日

平成 22 年 11 月 9 日（火曜日）

電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。

（電子公告アドレス <http://info.edinet-fsa.go.jp/>）

(11) 公開買付代理人

日興コーディアル証券株式会社